

犬山市民交流センター食堂出店者募集要項

犬山国際観光センター（フロイデ）は令和2年4月から犬山市民交流センターとしてリニューアルオープンし、これは従来の国際観光の振興や国際交流の促進だけでなく、世代及び分野を超えた市民交流を促進し、協働のまちづくりを推進する拠点となる。

この市民の集いの場となる市民交流センターにふさわしい雰囲気できれいやすく、施設利用者のみだけでなく、一般市民に利用される食堂（飲食店）の出店者を募集する。

記

1 事業に関する事項

(1) 募集内容

食堂（飲食店）の出店及び市民交流センター内の会議室等への飲食物の提供

(2) 使用期間

令和2年4月1日～令和5年3月31日

出店者が遵守事項等に違反したときは、許可を取消できるものとする。この場合において出店者に損害又は損失が生じても、市は、その賠償又は補償の責めを負わないものとする。また、出店者の出店権利の譲渡は認めない。

市及び出店者双方に異議がない場合は、さらに1年継続するものとし、以降同様とする。ただし、出店者の都合及び許可期間満了により退去しようとするときは、その3ヶ月以前に文書により市に申し出ること。また、退去の際は、出店前の状況に復帰させるものとする。ただし、市が同意した件については、この限りではない。

(3) 事業場所

場 所	犬山市松本町四丁目21番地 犬山国際観光センター地下1階 食堂
面 積	客室 188.37㎡ 厨房 64.03㎡ 休憩室兼更衣室 9.32㎡ 従業員用トイレ 6.48㎡ 計268.2㎡
席 数	約80席

※令和2年4月1日より犬山国際観光センターは犬山市民交流センターに変更となり、休館日及び開館時間は次のとおりとなる。

休 館 日：12月28日～1月3日 2階以上は第2、第4月曜日休館

開館時間：8時30分～21時30分（但し、会議室利用は9時～21時30分）

(4) 営業時間

原則として犬山市民交流センターの開館時間内とする。

休業日は、休館日（12月28日～1月3日）及び出店者が指定する日とする。

ただし、フロイデホール等の利用者から飲食物の提供依頼があった場合は対応するものとする。

(5) 使用設備

什器備品等設備は、原則既存設備を使用するものとし、不足する設備については、出店者において用意するものとする。

(6) 施設改装等

当該施設の改修・改装工事、修繕等（什器備品等設備設置を含む）を要するときには、出店者の責任と負担において、これを行うことができる。この場合において、事前に市と設計及び施工方法について協議し、承認を受けた後に着工することとする。

2 使用料

月額 239,060 円（犬山市行政財産の目的外使用条例第 3 条により算出）

条例の改正等により使用料が変更となる場合は市及び出店者双方で事業の継続について協議するものとする。

保証金は免除とする。

光熱水費（電気代、ガス代、水道代、下水道代、電話代等）は、出店者の負担とする。

3 応募に必要な資格

次の(1)～(11)を全て満たすこと。

- (1) 過去 5 年間に 1 年以上継続した飲食業の営業経験を持つ者、又は調理師免許を持ち、過去 5 年間に 1 年以上飲食業に従事した実績を持つ者であること。
- (2) 法令等の規定により営業等について許認可等を要する場合は、該当する許認可等を受けているか又は確実に受ける見込みであること。
- (3) 食品衛生法及び他の法律に基づく処分などを過去 3 年間受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (5) 政令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者（当該事実と同一の事由により犬山市の契約に係る指名停止要領（平成 14 年 4 月 1 日施行）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (6) 著しい経営不振の状態にある者でないこと。著しい経営不振の状態にある者とは、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき手続開始の申立てがなされている者をいう。
- (7) 公租公課を滞納していないこと。
- (8) 実施事業を履行するにあたり、法令等で定められた許可、資格及び基準がある場合は、それらの要件を満たすことが確認できる者であること。
- (9) 参加意向申出書（犬山市プロポーザル方式実施取扱要綱 様式第 1）の提出期限の日から出店候補者の選定の日までにおいて、犬山市の契約に係る指名停止要領の規定による指名停止の措置を受けていない者であること。
- (10) 犬山市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 25 年 3 月 28

日締結)に基づく排除措置を受けていない者であること。

- (11) 営業に起因するすべての事故・トラブルの場合に、出店者の責任において即刻対応でき、かつ相応の補償能力がある者であること。

4 応募者の失格事項

応募者が、提出書類の受付締切日以降、選定の日までの間に、次のいずれかに該当した場合は、失格とする。また、すでに選定されている場合は、次点者と手続きを行うものとする。

- (1) 本要項に定める手続きを遵守しない場合
- (2) 応募の採否の働きかけを行う目的で、出店候補者又はその関係者が直接又は間接に本市職員等と接触をもった場合
- (3) その他、以下に掲げる行為があった場合
 - ア 提出書類に虚偽があったとき
 - イ 応募に必要な資格を失ったとき
 - ウ その他不正な行為があったとき

5 出店に係る諸条件

次の(1)～(4)の条件を遵守すること

- (1) 火災保険に加入すること。
- (2) ゴミは、出店者の責任で処理すること。
- (3) 従業員の駐車場は、出店者で確保すること。ただし、店舗利用客が犬山市民交流センター駐車場を利用することは認める。
- (4) 出店部分の清掃は、出店者の責任により行い、常に清潔な状態を保つこと。万が一、食中毒等の事故が発生した場合は、食品衛生法等に定める一切の責任を負うものとする。

6 募集要項等の公表・配布

(1) 配布日時

令和元年11月1日(金)～令和元年11月29日(金)(土日、祝日を除く)
9時から17時まで(12時から13時を除く)

(2) 配布場所

〒484-8501

犬山市大字犬山字東畑36番地

犬山市役所 市民部 地域安全課 地域担当(本庁舎3階)

電話 0568-44-0346(ダイヤル)

Eメール 010400@city.inuyama.lg.jp

※市ホームページからダウンロード可能

https://www.city.inuyama.aichi.jp/jigyō/proposal/_____.html

(ホーム > 事業者向け情報 > プロポーザル > _____)

7 施設見学

施設見学申込書（別紙様式第1）を提出した応募者に対し、出店場所の施設見学の機会を次のとおり設ける。

- (1)開催日時 令和元年11月12日（火）午前10時～
- (2)開催場所 犬山国際観光センター地下1階食堂
- (3)見学方法 施設見学申込書を提出した出店希望者に対し、当日来館受付を行い、犬山市職員の立会のもと、一斉見学を行う。
- (4)申込期限 令和元年11月11日（月）午後5時（必着）
- (5)申込方法 施設見学申込書を6(2)配布場所のEメールアドレスへ送信。

8 質問書の提出

本要項等の内容について疑義のある場合は、質問書（別紙様式第2）の提出ができるものとする。（ただし、質問内容は公募に関して必要な項目のみで、口頭による質問は不可とする。）質問内容及び回答については、令和元年11月22日（金）頃までに市ホームページ上にて公表する。

- (1)提出期間 令和元年11月1日（金）～令和元年11月15日（金）
平日の9時～17時
- (2)提出方法 電子メールのみ。別紙様式にて入力・添付し、6(2)配布場所のEメールアドレスへ送信。受付完了メールを確認すること。

9 参加意向申出書の提出

出店希望の場合は、添付書類とともに、「参加意向申出書」（犬山市プロポーザル方式取扱要綱様式第1）を提出すること。犬山市で応募資格を満たすことが確認できた場合は、令和元年12月11日（水）頃までに提案資格確認結果の通知を行う。

- (1)参加意向申出書（犬山市プロポーザル方式実施取扱要綱 様式第1）
- (2)納税証明書一式：写し可（直近1年分）
※該当があるもののみ。個人事業主の場合は、個人事業主のもの。
※完納証明書の提出でも可とする。
ア 国税：法人税、消費税及び地方消費税〔納税証明書その3の3〕
イ 県税：事業税、県民税、自動車税
ウ 市税：市民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税
（但し、犬山市契約規則（昭和40年規則第21号）第5条第2項に規定する資格者名簿に登録済である場合は不要）
- (3)法人登記簿謄本（過去3ヶ月以内に発行されたもの）
※個人事業主の場合は住民票（過去3ヶ月以内に発行されたもの）
- (4)印鑑登録証明書（法人の場合は法人印を登録したもの）
- (5)営業許可書の写し
- (6)会社（事業所）概要（別紙様式第4）
- (7)その他、会社PR用パンフレット等

提出期限 令和元年11月29日（金）17時まで（必着）

提出先 6(2)配布場所に同じ。

提出方法 持参または郵送（持参の場合は、事前に電話予約し来庁）

10 提案書の提出

(1) 9で応募資格が認められた場合は、提案書（犬山市プロポーザル実施方式取扱要綱様式第5）、出店計画書及び配置図、事業計画及び収支計画、直近1年分の決算書（様式自由）を提出し事業提案を行う。

(2) 出店計画書作成上の注意

ア 提出書類は、出店計画書を作成するソフトウェアや書体、文字サイズ等は問わないが、手書きは不可とする。

イ 提出書類の大きさは、添付書類も含めてA4縦の両面印刷とし、簡易に製本すること。

ウ 「出店計画作成の基本的項目」（別紙様式第3）により作成すること。

(3) 提出期間 令和元年12月16日（月）から令和元年12月26日（木）
17時まで（必着）

(4) 提出先及び提出方法 9に同じ。

(5) 提出部数 正本1部、副本（正本の写し）8部、及びCD-Rに保存した電子データ

(6) その他 提出後において、記載内容の追加及び変更は不可とする。

11 選考方法

(1) 犬山市民交流センター食堂出店者評価指針に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングを実施した上で、犬山市民交流センター食堂出店者審査委員会（以下「委員会」という。）が総合的に評価を行い、最も評価の高い出店候補者を市が選定する。なお、委員会は非公開とする。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング審査は、提出書類に基づいて実施するものとし、追加資料の配布は認めない。ただし、出店計画書の範囲内で、プロジェクター等を使用した投影による説明、及び投影される資料の配布は可とする。当日使用する機材は市で用意するため、使用する場合は事前に連絡すること。詳細の日時及び場所については、別途応募者に文書で通知する。

(3) 配点は、重要度に応じ項目ごとに配点を行う。評価項目は、別紙「犬山市民交流センター食堂出店者評価表」参照のこと。

(4) 委員会の採点にて総得点が満点の6割に満たなかった場合は、応募者が1者又は、最高点であっても決定せず、候補者なしとして取り扱う。

(5) なお、上記(1)で同点の応募者があった場合には、評価項目中のうち評価項目3の合計点が最も高い応募者を選定する。

12 選考結果の通知・公表

選考結果の通知については、令和2年1月中に提案書提出者全員に、書面で通知するものとし、併せて市ホームページ上にて公表する。

1 3 全体スケジュール（予定）

	日 程	内 容
1	令和元年11月1日（金）	募集要項等のホームページでの開示及び配布
2	令和元年11月12日（火）10時～11時	施設見学
3	令和元年11月15日（金）17時まで	募集要項等について質問受付
4	令和元年11月22日（金）頃	質問に対する回答
5	令和元年11月29日（金）17時まで	参加意向申出書の提出
6	令和元年12月11日（水）頃	提案資格確認結果通知
7	令和元年12月16日（月） ～12月26日（木）17時まで	提案書の受付（必着）
8	令和2年1月中旬	プレゼンテーション及びヒアリング 審査
9	令和2年1月下旬	結果通知及び公表
10	令和2年2月～3月	協議、準備等
11	令和2年4月1日（水）～	使用許可、事業開始

1 4 その他

- (1) 提案書の作成等本募集への参加に係る費用は、各応募者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、返却しない。
- (3) 応募書類の提出後の辞退は、プレゼンテーション及びヒアリング審査の前日まで可能とし、辞退届（任意様式）を提出するものとする。
- (4) 応募書類等は、犬山市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となり、公開する場合がある。
- (5) 応募書類等の著作権は、応募者に帰属する。なお、当事業に関し公表する場合および本市が必要と認める場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- (6) 応募書類等に含まれる著作権・特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は応募者が負う。
- (7) 契約期間の終了または契約の解除によって業務が終了し、その後を他の事業者が引き継ぐ場合は、次期事業者が円滑に事業を実施できるよう、出店者は協力するものとする。なお、引き継ぎ及び退去に必要な経費は、原則として出店者の負担とする。
- (8) その他本要項に定めのない事項については、別途本市の指示によるものとする。

(別紙様式第1)

令和元年 月 日

施設見学申込書

犬山市長 山田拓郎様

住 所

商号又は名称

代表者

役 職

氏 名

印

犬山市民交流センター食堂出店者募集に係る施設見学を下記のとおり申し込みます。

参加者名簿

	名 称	役 職	氏 名
1			
2			
3			

氏名

電話

F A X

E-mail

(別紙様式第2)

犬山市役所市民部地域安全課 あて

(E-mail : 010400@city.inuyama.lg.jp)

令和元年 月 日

質 問 書

提出期限 令和元年11月1日(金)～11月15日(金)

名 称	
担当者 (役職・氏名)	
電 話	
F A X	
E-mail	

質問箇所	質問内容

(別紙様式第3)

出店計画作成の基本的項目

- 1 経営にあたっての基本的概念
営業日や営業時間、店のコンセプト等
- 2 サービス内容
 - ①食堂
 - ②市民交流センター内の会議室等への飲食物の提供
- 3 想定メニューと金額
 - ①食堂
 - ②市民交流センター内の会議室等への飲食物の提供
- 4 従業員の配置と教育等
業務内容別（調理師・ホールスタッフ等）の配置計画と従業員の接客教育、健康管理等
- 5 レイアウト、客席の造形の考え方
- 6 その他
 - ①衛生管理、廃棄物処理、クレーム対応等、飲食店運営に必要と思われる事項
 - ②その他、会社（事業所）のPR

(別紙様式第4)

会社(事業所)概要

フリガナ 会社(事業所)名				
住所				
代表者		役職名		氏名
営業規模等	資本金	万円		営業年数
	従業員数	正規		臨時 パート
	年間取扱高			
	営業の沿革			年 月 日 創業
	商号または名称の変更、組織の変更、合併または分割、資本金額の変更、休止、営業の再開、賞罰(行政処分を含む)を記入してください。			年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日
支店・営業所	名称	所在地		電話番号
	本社			

平成31年4月1日現在の状況を記入してください。